

ワンストップ特例申請書の提出について

ワンストップ特例制度をご希望される方は、本書裏面をご一読いただき、別紙「ワンストップ特例申請書」の内容を確認後、必要書類を添付の上、寄附をした年の翌年1月10日必着(変更届も同じ)でご提出ください。

提出されない場合、ワンストップ特例は適用されませんので、ご注意ください。

同封の「寄附金受領証明書」は、ワンストップ特例申請書を提出する際には、特に必要ありません。
領収書の代わりとして送付しております。

ワンストップ特例申請書・変更届の提出は

寄附をした年の翌年1月10日必着

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されませんので、ワンストップ特例申請書書の提出は必要ありません。

変更届は控除先を変更するものであり、「書類の送付先」や「お礼の品の送り先」を変更することはできません。
変更が必要な場合には、電話・メールにてご連絡をお願いいたします。

【ワンストップ特例申請しても適用されない場合】

●医療費控除の申告などのため確定申告をした、または住民税の申告をした。

●6団体以上にワンストップ特例を申請した。

●寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなくなったにもかかわらず、変更の届出されていない。

※申請書の記載内容に変更があった場合は都度変更届をお送りください。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄付金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

【送付先】

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市役所

産業振興部 産業ブランド推進室 宛

【問合せ先】

深谷市役所 産業ブランド推進室

TEL：048-577-3819(直通)

FAX：048-578-7614